

現在募集中の義援金

1. 令和6年能登半島地震災害義援金 ※延長になりました

募集期間 2024年1月5日（金）～2027年3月31日（水）

詳しくは2ページ目をご覧ください。

2. 令和6年能登豪雨災害義援金 ※延長になりました

募集期間 2024年9月26日（木）～2027年3月31日（水）

詳しくは4ページ目をご覧ください。

3. 令和8年熊本地震義援金

募集期間 2026年7月31日（金）～2026年10月30日（金）

詳しくは6ページ目をご覧ください。

令和6年能登半島地震義援金の募集について

1. 趣 旨

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金

3. 受付期間

令和6年1月5日(金)から令和9年3月31日(水)まで ※延長になりました
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

4. 義援金受け入れ口座

(1) 指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162530	（ ふく ） ちゅうおうきょうどうほきんかい （福）中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126815	（ ふく ） ちゅうおうきょうどうほきんかい （福）中央共同募金会
ゆうちょ銀行	00150-6-515791		ちゅうおうきょうぼれいわろくねん の と はんとう じしん さいがい 中央共募令和6年能登半島地震災害 ぎえんきん 義援金

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

※ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常振込手数料は免除されます。

※上記以外の金融機関からの振込については、全国銀行協会より手数料免除の要請が発出されていますが、金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がございますのでご確認ください。

(2) 登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町6丁目9番地1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9:00～17:30（祝日を除く）

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

中央共同募金会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和7年12月26日施行です。

令和6年能登豪雨災害義援金の募集について

1. 趣 旨

令和6年9月21日から的大雨に伴う災害により、多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、石川県内の3市3町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）で災害救助法が発令されました。石川県共同募金会では、この被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和6年能登豪雨災害義援金

3. 受付期間

令和6年9月26日(木)から令和9年3月31日(水)まで ※延長になりました
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

4. 義援金受け入れ口座

(1) 指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	普通預金 30446	しゃかいふくしほうじんいしかわけんきょうどうほきんかい 社会福祉法人石川県共同募金会 れいわ6ねんのとごうさいがいぎえんきん 令和6年能登豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00170-7-732071		いしかわけんきょうほれいわ6ねんのとごう 石川県共募令和6年能登豪雨 さいがいぎえんきん 災害義援金

※ 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替手数料は無料。

※ 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は手数料が免除されます。

(ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。)

※ ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※ 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

(2) 現金書留による受入れ

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと受付期間内は郵便料金が免除されます。

【送付先】社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3-1-10 県社会福祉会館2階

(3) 登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町6丁目9番地1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9:00～17:30（祝日を除く）

5. 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

この募集要綱は石川県共同募金会のホームページからも取得できます。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

7. その他

災害義援金のみを取り扱います。救済物資・物品は取り扱いません。

8. この要綱は、令和6年9月26日から施行とする。

この要綱は、令和6年10月11日から施行とする。(第2版)

この要綱は、令和7月1月15日から施行とする。(第3版)

この要綱は、令和7月12月25日から施行とする。(第4版)

令和8年熊本義援金の募集について

1. 趣 旨

令和7年7月28日（火）に発生した地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから10市10町1村（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、矢代群氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町）で災害救助法が適用されました。熊本県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金を募集します。

2. 義援金の名称

令和8年熊本地震義援金

3. 受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年10月30日（金）まで

4. 義援金受け入れ口座

(1) 指定口座による受入れ

金融機関	口座番号	口座名義
ヒゴ スイドウチョウ 肥後銀行 水道町支店	(普) 2787061	レイワハチネンクマモトジシンギエンキン 令和8年熊本地震義援金 (フク) クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
肥後銀行の本・支店の窓口からの振り込み手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
クマモト 熊本銀行 本店営業部	(普) 3248213	レイワハチネンクマモトジシンギエンキン 令和8年熊本地震義援金 (フク) クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
熊本銀行の本・支店の窓口からの振り込み手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-6-326682	クマモトケンキョウボ 熊本県共募 レイワハチネンクマモトジシンサイガイギエンキン 令和8年熊本地震災害義援金
ゆうちょ銀行の窓口からの振り込み手数料は無料となります。		

※ 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料がかかりますのでご注意ください。

(2) 登別市共同募金委員会窓口による受入れ

【場所】登別市共同募金委員会事務局

登別市片倉町6丁目9番地1 登別市社会福祉協議会内

【受付】月曜日から金曜日 9:00～17:30（祝日を除く）

5. 現金書留による義援金の送付

現在準備中です。

6. 義援金の配分

寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

(1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和8年7月31日（金）から施行します。

8. 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(電 話) 096-354-3993

(F A X) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp